

個人情報漏えい対応保険のご案内 <2006年2月版>

個人情報漏えい危険担保特約条項・個人情報漏えい対応費用担保特約条項付き総合賠償責任保険



日本興亜損害保険株式会社

NIPPONKOA
INSURANCE

C0005925 2006年2月版

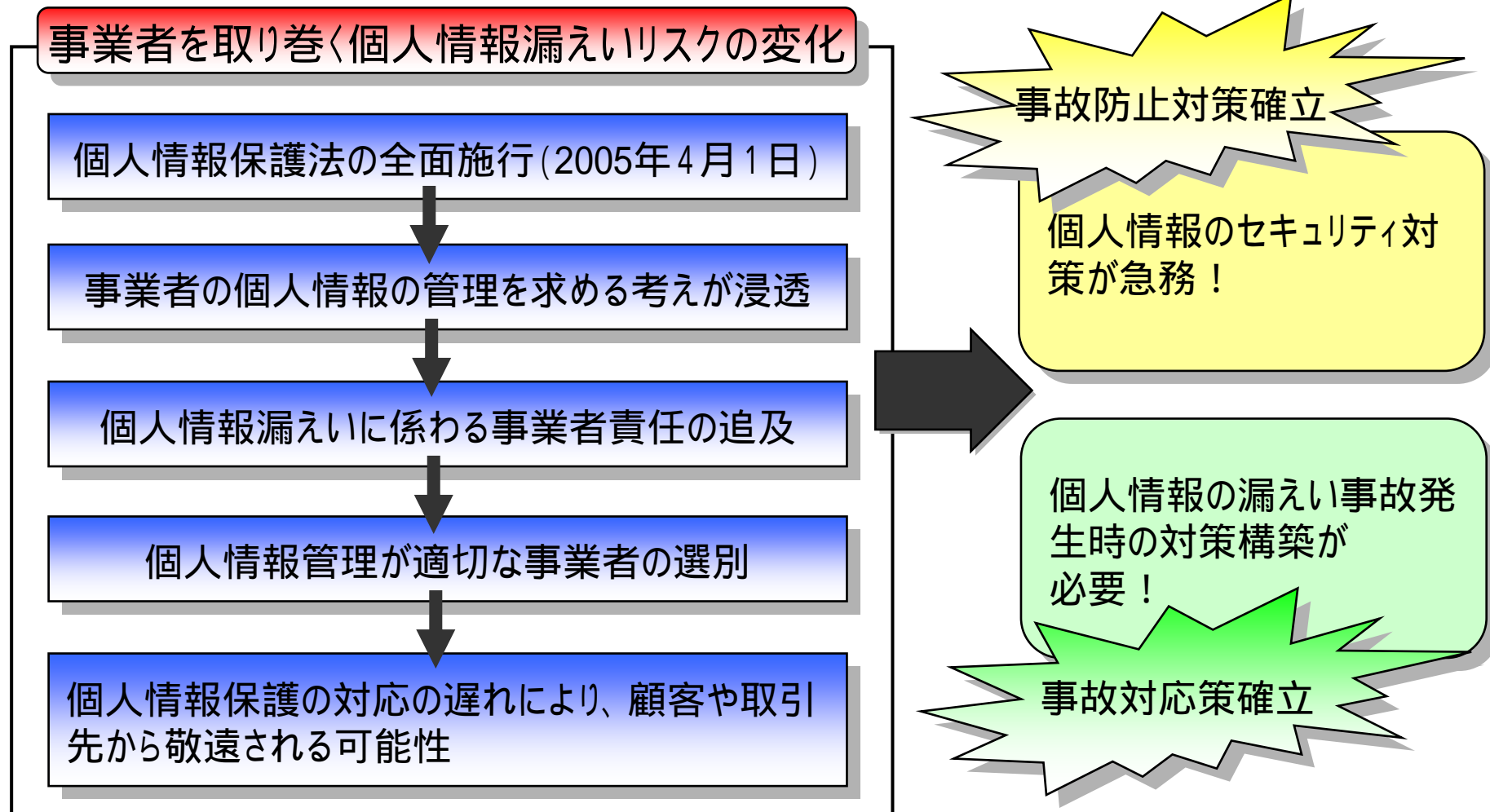
目次

事業活動における個人情報漏えいリスク	P.3
主な個人情報漏えい事件	P.4
個人情報漏えい対応保険の概要	P.5
個人情報漏えい対応保険の内容	P.6 ~ 11
保険金のお支払い方法	P.12
保険金をお支払いできない主な場合	P.13 ~ 15
ご契約方式	P.16
ご契約例および保険金のお支払い例	P.17 ~ 18
お見積もりにあたって	P.19
最後に	P.20
(参考)個人情報漏えい事例	P.21 ~ 22



事業活動における個人情報漏えいリスク

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)の施行以降、社会環境が変化し、事業活動における個人情報漏えいリスクが高まっています。



主な個人情報漏えい事件

ケース1. 自治体 (1999年)

市が児童健康診断用のデータ処理を業務委託したところ、業務委託先の下請会社のアルバイトが住民基本台帳データ21万人分を名簿業者に約26万円で転売。京都地裁判決では市と業務委託先企業に対し、被害者1人あたり賠償額10,000円、訴訟費用5,000円(原告3人分合計45,000円)を認定(最高裁上告棄却により1審どおり確定)した。

Point

個人情報漏えいによるプライバシーの侵害を争ったもので、業務委託先の管理責任が問われた例です。

ケース2. 私立大学 (1998年)

中国の江沢民国家主席(当時)の講演会参加者名簿1,400人分を学生に無断で警視庁に提出。これに対し、学生6人がプライバシー侵害であると提訴。最高裁は一人あたり10,000円の損害賠償を大学側に命じた。

Point

個人情報を第三者に提供したことに基づくプライバシーの侵害が争われた例です。本件は大学当局が要請に応じて情報を提供したものであり、意図的に行われたものであることから本保険ではお支払いの対象にはなりません。

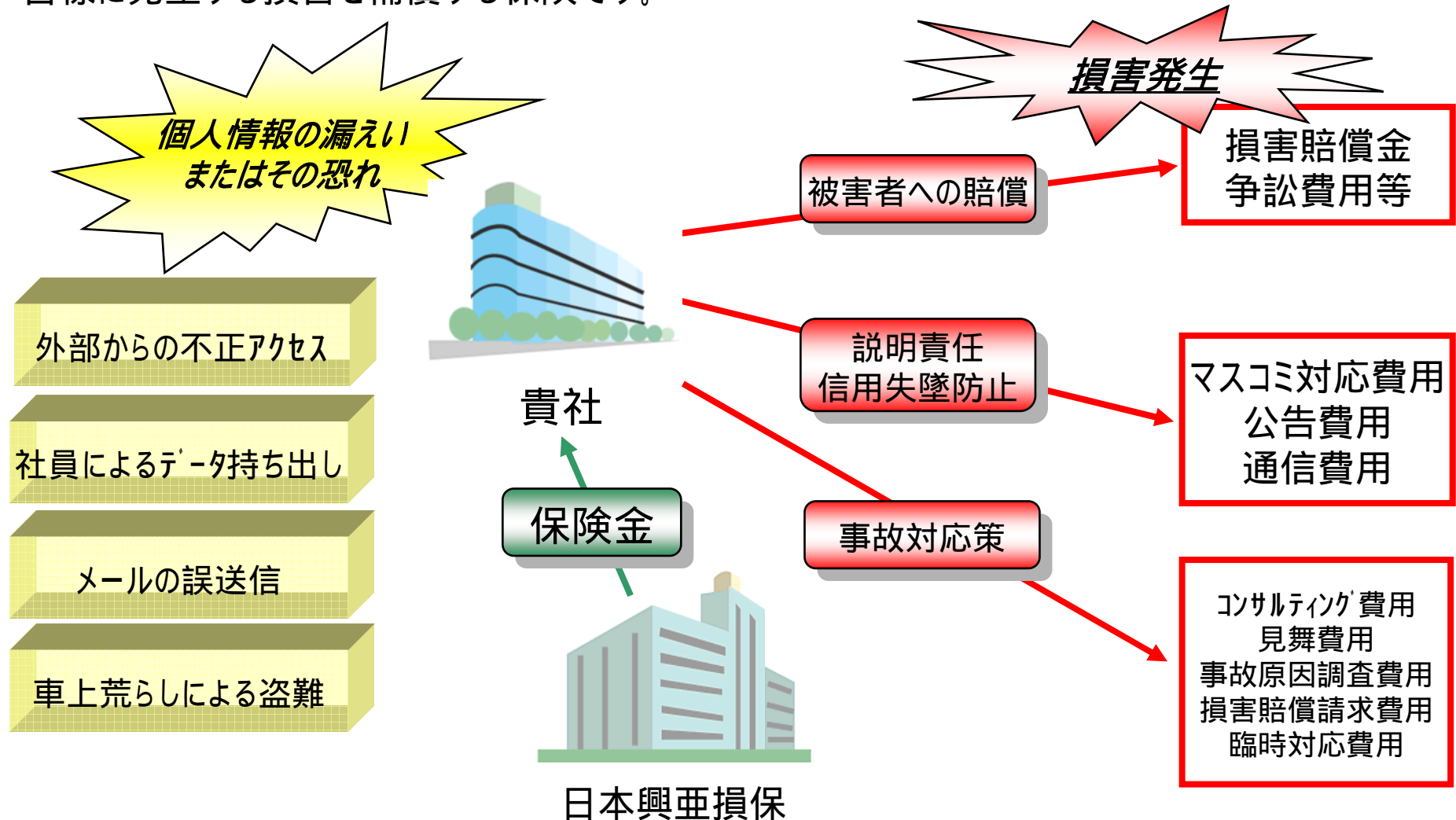
個人情報の漏えいによるプライバシーの侵害に関する判決はまだ多くなく、損害賠償額の水準も確立されたものとは言えませんが、現時点での損害賠償額としては、被害者1人あたり10,000円が妥当な水準と考えられます。

1人あたりの損害賠償額は低額ですが、流出した個人情報数によっては損害賠償額の総額は巨大なものとなることが想定されます。

後記「(参考)個人情報漏えい事例」をご参照下さい。

個人情報漏えい対応保険の概要

個人情報漏えい対応保険は、個人情報の漏えいまたはその恐れが発生した場合に、事業者の皆様が発生する損害を補償する保険です。



個人情報漏えい対応保険の内容

個人情報漏えい対応保険では、個人情報漏えい(*)またはその恐れが発生した場合に被る以下の損害を補償します。

個人情報漏えい対応保険

賠償責任部分

(個人情報漏えい危険担保特約)

損害賠償金
争訟費用等

費用部分

(個人情報漏えい対応費用担保特約)

マスコミ対応費用
公告費用
コンサルティング費用
通信費用
見舞費用
事故原因調査費用
損害賠償請求費用
臨時対応費用

本保険で対象とする「個人情報」とは...

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含まず。)をいいます。

(注1)この保険においては、生存する個人の情報に限らず、死者の情報を含まず。

(注2)記名被保険者の使用人等に関する情報を含まず。

(注3)記名被保険者の役員に関する情報は含まれません。

本保険でいう「個人情報漏えい」とは...

記名被保険者の意図に反して、記名被保険者が所有、使用または管理する(していたものを含まず。)または管理を委託した個人情報流出したことをいいます。ただし、次の者によって取得されることは含まれません。

記名被保険者の役員または使用人等
個人情報共同利用者等(注)

(注)個人情報共同利用者等とは、記名被保険者が所有、使用または管理する(していたものを含まず。)または管理を委託した個人情報を記名被保険者の許諾のもとに利用する、または取り扱う者(これらの者の役員および使用人等を含みます。)をいいます。

保険金をお支払いする場合(賠償責任部分)

貴社が取り扱う個人情報の漏えいまたはその恐れが発生した場合において、貴社が他人^(注)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に日本国内にて貴社に対して損害賠償請求がなされた場合に限りです。

(注) 個人情報により特定される当該個人に限りません。

保険金をお支払いする損害の範囲

(1) 法律上の損害賠償金

貴社が他人に対して支払う法律上の損害賠償金

(2) 争訟費用等

訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用

争訟対応費用

保険期間を通じて、1,000万円が限度となります。

【例】意見書または鑑定書作成のために必要な費用、損害賠償請求者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用等
求償権保全費用

弊社による損害賠償請求の解決に協力するために貴社が要した費用

* から については、弊社の書面による同意を得て支出したものに限りです。

保険金をお支払いする場合(費用部分)

貴社が取り扱う個人情報の漏えいまたはその恐れが発生した場合において、貴社が以下の(1)～(8)の費用を支出することによって現実に被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、貴社が弊社に事故を通知した日以降12か月以内^(注)に支出した以下の費用に限ります。

また、(3)～(8)については、次のいずれかにより、事故の発生が客観的に確認できる場合に限ります。

公的機関に対する文書による届出または報告等を行った場合
新聞もしくは雑誌等への社告または発表の掲載を行った場合

(注)費用部分については、約定支払限度期間(12か月)が設定されます。

したがって、保険金をお支払いする費用の損害は、個人情報の漏えいまたはその恐れが発生を貴社が弊社に通知した日(弊社または弊社代理店が書面での事故の通知を受領した日、以下「通知日」といいます。)以降約定支払限度期間内に貴社が被る損害に限ります。

なお、損害の判断は、貴社が実際に費用を支出した時期ではなく、例えば、社告の場合、発注が通知日から約定支払限度期間内に行われたかどうかで判断します。

【例】×：通知日前に社告の発注を行った場合

：約定支払限度期間中に社告を発注、広告代金の支払いが当該期間経過後になった場合

×お支払いの対象となりません。 お支払いの対象となります。

保険金をお支払いする損害の範囲

(1) マスコミ対応費用

事故に関する情報の開示等を目的として実施する記者会見等のために負担する費用

(2) 公告費用

事故の状況説明、信頼回復のための広告掲載等を行うのに要する費用

(日本国外で行うのに要する費用は除きます。)

【例】事故の事実公表や謝罪のための社告、業務再開を公告するための社告等

(3) コンサルティング費用

事故の事実についての確認調査を行うためまたは事故対応の方法を策定するために起用したコンサルタント^(注)に支払うべき手数料および費用(法律事務所または弁護士に支払う法律相談費用を含み、改善または再発防止のための手数料および費用を除きます。)

(注) 弁護士、コンサルタント会社等名称・資格の如何を問わず、貴社のために有益なコンサルティングを行う者をいい、貴社および貴社の役員ならびに使用人等を含みません。

(4) 通信費用

事故の発生や状況の説明をするため推定被害者^(注1)と通信するための費用^(注2)

通信業務のコールセンターへの委託費用、電話代、郵送費または文書作成費用等

(注1) 漏えいしたまたは漏えいした恐れのある個人情報により特定される本人をいいます。

(注2) 推定被害者が死亡している場合には、その遺族と通信するための費用となります。

(5) 見舞費用

推定被害者に対するお詫び(推定被害者が死亡している場合にはその遺族に対するお詫び)のために支出する費用(見舞金、見舞品・商品券の購入費用を含みます。)

推定被害者1名あたり500円を限度としてお支払いします。

・推定被害者が死亡している場合にも、漏えいしたまたは漏えいした恐れのある個人情報により特定される本人1名あたり500円を限度とします。

・顧客の立場にない記名被保険者の使用人等が推定被害者の場合は、見舞費用はお支払いの対象となりません。記名被保険者でのみ使用可能な商品券の購入費用、記名被保険者の商品・役務等の提供または対価の減免に関する費用^(注)は除きます。

(注) ポイントカードへのポイントの付与、カード年会費の免除または引下げ等が該当します。

(6) 事故原因調査費用

事故原因調査のために要する費用

(7) 損害賠償請求費用

事故について賠償責任を負うと推定される者に対して損害賠償請求を行うために要する費用

【例】貴社が所有する個人情報が入りこみしたため当該個人に対して見舞金を支出したが、当該個人情報の管理を委託していた業務委託先の管理中に入りこみしたと推定されることから、委託先に当該費用を求償する場合の弁護士費用等

(8) 臨時対応費用

事故対応のために支出する臨時雇入費用、記名被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当^(注)、交通費および宿泊費等

(注)訴訟等の対応に常時従事する者に対する費用は除きます。

なお、(1)～(8)に該当する費用の場合でも、次の費用は保険金のお支払いの対象とはなりません。

日本国外で行う広告宣伝活動に要する費用

事故の有無にかかわらず、通常行われる広告宣伝活動に要する費用

事故に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求の解決のために支出する訴訟費用、弁護士報酬または和解、仲裁もしくは調停に要する費用

* 賠償リスク部分の「争訟費用等」で対象となります。

脅迫行為または加害行為に起因して支出する費用

記名被保険者の役員および使用人等に対して通常支払われるべき報酬および給与

記名被保険者が講じる措置について、他人との間に締結された契約または取り決めにより、通常要する費用を超過して支出する費用

正当な理由がないにもかかわらず、通常要する費用を超過して支出する費用

保険金のお支払い方法

個人情報漏えい対応保険では、次の算式により計算した保険金をお支払いします。ただし、1回の事故および保険期間を通じて、ご契約いただいた保険金額が限度となります。

賠償責任部分

お支払する保険金

=

損害の額

-

免責金額

費用部分

お支払する保険金

=

損害の額

-

免責金額

×

縮小てん補
割合

後記「ご契約例と保険金のお支払い例」をご参照下さい。

保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由のいずれかに起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。

< 賠償責任部分・費用部分共通 >

- (1) 保険契約者または記名被保険者(これらの者が法人である場合には、その役員)の故意
- (2) 保険契約者または記名被保険者(これらの者が法人である場合には、その役員)が法令に違反することを知りながら(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する事故
- (3) 記名被保険者に対して行政機関からの指導または個人情報保護法第34条(勧告及び命令)の規定による勧告もしくは命令(以下「指導等」といいます。)がなされた場合において、当該指導等がなされてから記名被保険者が必要または適切な措置を完了するまでの間に発生した、当該指導等の対象となった個人情報の取り扱いに起因する事故
- (4) 国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます。)による個人情報の差し押さえ、収用、没収、破壊、開示等。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合はこの限りではありません。
- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (6) 客観的に発生の実態が確認できない事故
- (7) 偽りその他不正な手段により取得した個人情報に発生した事故
- (8) 身体障害、財物損壊など

< 賠償責任部分 >

- (1) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の契約または合意がある場合において、その契約または合意によって加重された賠償責任。ただし、契約または合意が存在しなくても負担すべき賠償責任については、この限りではありません。
- (2) 記名被保険者が、その父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する賠償責任
- (3) 被保険者が支出したと否とを問わず、違約金の支出に起因する賠償責任
- (4) 記名被保険者の役員または個人情報共同利用者等からなされた損害賠償請求
- (5) 個人情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことに起因してなされた損害賠償請求
- (6) 記名被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知しない、または公表しないことに起因してなされた損害賠償請求
- (7) 個人情報以外の情報の流出に起因してなされた損害賠償請求
- (8) 信用のき損もしくは失墜、風評損害または企業イメージもしくはブランドの劣化を原因とする損害賠償請求
- (9) 株主代表訴訟
- (10) 保険契約者または記名被保険者(これらの者が法人である場合には、その役員)が、初年度契約の開始日より前に事故が発生していることを初年度契約の開始日に知っていた場合(知っていたと合理的に推定できる場合を含みます。)の当該事故に起因する一連の損害賠償請求
- (11) 保険料領収前になされた損害賠償請求に起因する損害

上記(5)～(8)の事由については、これらの事由が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、これらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも保険金をお支払いできません。

< 費用部分 >

- (1) 個人情報以外の情報の流出
- (2) 個人情報の利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことに起因する損害
- (3) 記名被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知しない、または公表しないことに起因する損害
- (4) 記名被保険者が、その父母、配偶者、子または同居の親族に対して支出する費用
- (5) 保険期間の開始時から保険料を領収した時までの間に発生した事故に起因する損害
- (6) 保険契約者または記名被保険者(これらの者が法人である場合には、その役員)が事故の発生を知った(知ったと合理的に推定できる場合を含みます。)時が、その時の保険契約の保険期間の開始時からその時の保険契約の保険料を領収した時までの間であった場合の当該事故に起因する損害
- (7) 保険契約者または記名被保険者(これらの者が法人である場合には、その役員)が、初年度契約の開始日より前に事故が発生していることを知っていた(知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)ときの当該一連の事故に起因する損害

ご契約方式

ご契約者 貴社

被保険者 【賠償責任部分】貴社および貴社の役員 【費用部分】貴社

保険期間 1年間

保険金額 以下のパターンからお選びいただきます。(1事故・保険期間中通算)

パターン	個人情報漏えい危険担保特約 (賠償責任部分)	個人情報漏えい対応費用担保特約 (費用部分)
A	1,000万円	100万円
B	3,000万円	300万円
C	5,000万円	500万円
D	1億円	1,000万円
E	2億円	2,000万円
F	3億円	3,000万円

貴社が管理を受託した個人情報に発生した事故により、貴社に当該個人情報の管理を委託した者が支出した費用(損害賠償金以外のもの)について、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害については、賠償責任部分の保険金額の10%が限度となります。

(後記「ご契約例と保険金のお支払い例 - その2」をご参照下さい)

免責金額等

免責金額および縮小てん補割合は各パターン共通で以下の通りとなります。

	免責金額	縮小てん補割合
賠償責任部分	なし	100%
費用部分	なし	95%

ご契約例と保険金のお支払い例

ご契約例 - その1

	個人情報漏えい危険担保特約 (賠償責任部分)	個人情報漏えい対応費用担保特約 (費用部分)
パターンF	3億円	3,000万円
免責金額	なし	なし
縮小てん補割合	100%	95%

損害額例と保険金のお支払い例 - その1

【事故例】自社が所有する顧客情報の入ったパソコンが盗まれ、顧客情報がネット上に掲示された。

【損害額】a)損害賠償金および争訟費用:2,000万円

b)謝罪広告費用:1,000万円

c)信頼回復広告費用:500万円

d)通信費用:100万円

賠償責任部分の保険金の額

a) 2,000万円 < 3億円 (保険金額)

費用部分の保険金の額

{b)1,000万円 + c)500万 + d)100万円} × 95% = 1,520万円 < 3,000万円 (保険金額)

2,000万円 + 1,520万円 = 3,520万円

したがって、合計3,520万円が保険金として支払われます。

ご契約例 - その2

	個人情報漏えい危険担保特約 (賠償責任部分)	個人情報漏えい対応費用担保特約 (費用部分)
パターンC	5,000万円	500万円
免責金額	なし	なし
縮小てん補割合	100%	95%

損害額例と保険金のお支払い例 - その2

【事故例】事務所が荒らされ、取引先から管理を受託した顧客情報(10,000件)のCD-Rが盗難にあったことにより、取引先が支出した費用について、損害賠償を求められた。

【損害額】取引先に発生した損害のうち、法律上の賠償責任を負うものとして損害賠償を求められた額

a)損害賠償金:1,000万円

b)謝罪広告費用:500万円

c)見舞費用:50万円(推定被害者1名あたり500円×漏えいした顧客情報数:1,000件)

取引先が負担した損害賠償金の請求に対する保険金の額:a) 1,000万円

取引先が負担した損害賠償金以外の請求に対する保険金の額:b)500万円 + c)50万 = 550万円 > 500万円

* 取引先が負担した損害賠償金以外の請求にかかわる保険金額:500万円(保険金額5,000万円×10%)

1,000万円 + 500万円 = 1,500万円 < 5,000万円(保険金額)

したがって、合計1,500万円が保険金として支払われます。

お見積もりにあたって

本保険のお見積もりにあたりましては、次の事項をお聞かせ願います。

貴社の業務内容

直近会計年度における年間売上高

新規事業の場合は、今年度の見込売上高となります。
この場合、ご契約時には予納保険料をお支払いいただき、
保険期間終了後、保険期間中の確定売上高に基づいた
確定保険料を算出し、予納保険料との差額を精算します。

過去3年間における個人情報漏えい またはその恐れが発生した件数および その内容

弊社所定の申告書にご回答いただきます。



上記の他、弊社所定の質問事項にご回答いただくことにより、保険料の割引が適用できる場合があります。詳しくは弊社代理店または営業社員までお問い合わせください。

最後に

本ご案内につき、ご不明な点等ございましたら、弊社代理店または営業社員まで
ご照会くださいますようお願い申し上げます。

本ご案内は、「個人情報漏えい対応保険 - 個人情報漏えい危険担保特約条項・個人情報漏
えい対応費用担保特約条項付き総合賠償責任保険 -」の概要を記したものです。

詳細については、適用約款をご覧ください。

以上

お問い合わせ先
マーブル株式会社
〒659-0091
兵庫県芦屋市東山町5-14カウム芦屋2F
TEL: 0797-25-0800 / FAX: 0797-25-0833

あなたを全力で支える。



日本興亜損保